

自己資本の構成に関する開示事項(平成27年12月期自己資本比率)

1. 連結自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号)

(単位:百万円、%)

国際株式の 該当番号 (注)	項目	当四半期末 (27年12月期)	経過措置に よる不算入 額	前四半期末 (27年9月期)	経過措置に よる不算入 額
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	486,160		471,992	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	86,759		81,918	
2	うち、利益剰余金の額	402,057		398,051	
1c	うち、自己株式の額(△)	2,655		4,969	
26	うち、社外流出予定額(△)	-		3,008	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	255		237	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	71,570	107,356	64,989	97,483
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	10,132		13,514	
	うち、非支配株主持分に係る経過措置によるものの額	10,132		13,514	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	568,120		550,733	
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,579	2,368	1,516	2,275
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,579	2,368	1,516	2,275
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 583	△ 875	△ 1,010	△ 1,515
12	適格引当金不足額	685	1,028	810	1,215
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	6,689	10,034	6,659	9,989
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	1	2	1	2
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	1,872	2,808	1,782	2,673
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-		-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	10,244		9,760	
<b>普通株式等Tier1資本</b>					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	557,875		540,973	
<b>その他Tier1資本に係る基礎項目</b>					
30	31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	6,155		6,942	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	-		-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	6,155		6,942	
<b>その他Tier1資本に係る調整項目</b>					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-		-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	514		607	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	514		607	
42	Tier2資本不足額	-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	514		607	
<b>その他Tier1資本</b>					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	5,641		6,334	
<b>Tier1資本</b>					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	563,516		547,307	

Tier2資本に係る基礎項目				
	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
46	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-	-
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	1,448	1,633	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	-
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-	-
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	153	144	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	153	144	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	70,808	64,644	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	70,808	64,644	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	72,410	66,422	
Tier2資本に係る調整項目				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	1,159	1,738	1,119
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	514	607	
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	-	-	-
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	514	607	
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	1,673	1,727	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	70,737	64,695	
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	634,254	612,003	
リスク・アセット				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	17,651	16,906	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によるものの額	2,368	2,275	
	うち、退職給付に係る資産の額に係る経過措置によるものの額	10,034	9,989	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	6	7	
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	5,241	4,634	
60	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	3,028,390	3,075,199	
連結自己資本比率				
61	連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	18.42	17.59	
62	連結Tier1比率((ト)/(ヲ))	18.60	17.79	
63	連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	20.94	19.90	
調整項目に係る参考事項				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	64,441	61,475	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	9,206	9,488	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
76	一般貸倒引当金の額	153	144	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	341	303	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-	-	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	

(注)パーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「パーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

2. 単体自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号)

(単位:百万円、%)

国際株式の 該当番号 (注)	項目	当四半期末 (27年12月期)	経過措置に よる不算入 額	前四半期末 (27年9月期)	経過措置に よる不算入 額
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	467,662		456,114	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	84,844		81,853	
2	うち、利益剰余金の額	385,472		382,238	
1c	うち、自己株式の額(△)	2,655		4,969	
26	うち、社外流出予定額(△)	-		3,008	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	255		237	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	70,397	105,596	63,885	95,827
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	538,315		520,237	
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,437	2,155	1,411	2,116
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,437	2,155	1,411	2,116
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 583	△ 875	△ 1,010	△ 1,515
12	適格引当金不足額	1,683	2,525	1,875	2,813
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	5,220	7,831	5,229	7,844
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	1	2	1	2
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	2,305	3,458	2,153	3,230
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	1,262		1,406	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	11,327		11,067	
<b>普通株式等Tier1資本</b>					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	526,988		509,169	
<b>その他Tier1資本に係る基礎項目</b>					
30	31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	-		-	
<b>その他Tier1資本に係る調整項目</b>					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,262		1,406	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,262		1,406	
42	Tier2資本不足額	-	-	-	-
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	1,262		1,406	
<b>その他Tier1資本</b>					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	-		-	
<b>Tier1資本</b>					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	526,988		509,169	
<b>Tier2資本に係る基礎項目</b>					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	

50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-		-	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-		-	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	70,003		63,968	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によるものの額	70,003		63,968	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	70,003		63,968	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	1,434	2,151	1,359	2,039
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,262		1,406	
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	-		-	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,262		1,406	
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	2,697		2,766	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	67,306		61,202	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	594,294		570,372	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	16,423		15,540	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)の額に係る経過措置によるものの額	2,155		2,116	
	うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額	7,831		7,844	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額に係る経過措置によるものの額	6		7	
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	6,429		5,571	
60	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	2,955,932		2,997,260	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	17.82		16.98	
62	Tier1比率((ト)/(ヲ))	17.82		16.98	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	20.10		19.02	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	62,451		59,729	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	9,078		9,320	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	-		-	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注)パーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「パーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。